

○豊中市上下水道局工事検査要領

(目的)

第1条 この要領は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定に基づく、豊中市上下水道局が発注する工事の契約に係る検査の実施について、必要な事項を定めることを目的とする。

(検査の種類)

第2条 検査の種類は、次のとおりとする。

- (1) 竣工検査 工事の完成を確認するために行う検査をいう。
- (2) 一部竣工検査 工事の完成に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分がある場合において、指定部分に係る工事の完成を確認するために行う検査をいう。
- (3) 既済部分検査 工事の完成前に代価の一部を支払う必要がある場合において、工事の既済部分を確認するための検査をいう。
- (4) 中間検査 工事の施工途中において、必要に応じて行う検査をいう。
- (5) 清算検査 契約を解除する場合において、既済部分の確認をするための検査をいう。

(直接検査と指定検査)

第3条 検査は、経営部特任主幹（以下「特任主幹」という。）がその所属職員を指定して行う検査（以下「直接検査」という。）及び特任主幹が工事主管部課の所属職員を指定して行う検査（以下「指定検査」という。）とする。

- 2 直接検査は、設計金額1,000万円以上の建設工事に係る請負契約及び特任主幹が特に必要と認める工事等請負契約に係る検査とする。
- 3 指定検査は、設計金額1,000万円未満の建設工事に係る請負契約の検査と豊中市上下水道局工事成績評定要領運用基準による評定省略対象工事の検査とする。

(検査職員)

第4条 検査は、特任主幹から検査を命じられた職員（以下「検査職員」という。）が行うものとする。

- 2 指定検査を依頼するときは、工事主管部課長は、検査職員指名通知書を特任主幹に送付するものとする。特任主幹は、工事主管部課の検査職員に検査職員任命書を送付する。
- 3 指定検査を実施するときは、当該工事の工事主管部課長から工事の監督を命じられた職員（以下「監督職員」という。）及び監督職員の指揮監督並びに監督業務の掌理を行うため、工事主管部課長から工事の監督を命じられた主任監督職員以外の者を検査職員に指名しなければならない。

(竣工検査又は一部竣工検査の依頼)

第5条 工事主管部長は、竣工検査又は一部竣工検査を受けようとするときは、受注者から工事又は指定部分に係る工事が完成した旨の通知を受けた日から7日以内に、検査依頼書に関係書類を添えて、特任主幹に提出しなければならない。

(既済部分検査の依頼)

第6条 工事主管部長は、既済部分検査を受けようとするときは、受注者から既済部分の確認請求を受けた日から7日以内に、検査依頼書に関係書類を添えて、特任主幹に提出しなければならない。

(中間検査の依頼)

第7条 工事主管部長は、中間検査を受けようとするときは、検査希望日の7日前までに、検査依頼書に関係書類を添えて、特任主幹に提出しなければならない。

(清算検査の依頼)

第8条 工事主管部長は、契約を解除するときは、検査依頼書に関係書類を添えて、特任主幹に提出しなければならない。

(関係書類)

第9条 第5条から第8条までに定める関係書類は、次のとおりとする。

- (1) 契約書、設計図書及び設計書
- (2) 工事日誌又はこれに代わる書類
- (3) 工事工程記録写真
- (4) 工事材料、製品等試験結果表又は検査資料
- (5) 支給材料受払簿
- (6) その他検査職員が必要と認める書類

(検査の立会い)

第10条 検査職員は、監督職員及び受注者その他必要と認められる関係者を立ち合わせることができる。

(検査の方法)

第11条 検査は、契約書及び設計図書その他の関係書類に基づき、別表1及び別表2に規定する事項に留意して行うものとする。

2 検査は、必要があると認められるときは、破壊、分解又は試験をして行うものとする。

(検査の一時中止)

第12条 検査職員は、次の各号のいずれかに該当するときは、検査を一時中止することができる。

- (1) 検査の執行を妨害されたとき又はそのおそれがあるとき。
- (2) 修補の必要箇所が甚だしく、検査に値しないと認められるとき。
- (3) その他検査の執行が不可能と認められるとき。

(工事の修補)

第13条 検査職員は、工事の修補が必要と認められるときは、監督職員にその箇所及び内容を指摘するものとする。

- 2 監督職員は、前項の規定による指摘があったときは、工事主管部課長に報告しなければならない。
- 3 工事主管部課長は、前項の規定による報告があったときは、速やかに、修補を行うよう受注者に指示しなければならない。

(修補の確認)

第14条 工事主管部課長は、前条第3項の修補が完了したときは、検査職員に報告して、確認を受けなければならない。

(工事成績の評定)

第15条 検査職員は、竣工検査が完了したときは、豊中市上下水道局工事成績評定要領に基づき工事成績の評定を行わなければならない。

(工事検査調書等の作成)

第16条 検査職員は、竣工検査、一部竣工検査、既済部分検査及び清算検査が完了したときは、工事検査調書及び検査結果通知書を作成し、速やかに、特任主幹に提出しなければならない。ただし、一部竣工検査で部分引渡しに係る請負代金を支払わない場合については、検査結果通知書の作成を要しない。

2 特任主幹は、前項の規定による提出があったときは、当該工事検査調書及び検査結果通知書を速やかに工事主管部長に送付するものとする。

(検査結果の通知)

第17条 工事主管部長は、前条第2項に規定する検査結果通知書の送付があったときは、検査の結果を受注者に通知するものとする。

(委任)

第18条 この要領に定めるもののほか、工事の検査の実施について必要な事項は、特任主幹が別に定める。

附 則

1. この要領は、平成20年4月1日から実施する。
2. 豊中市水道局工事検査に関する要綱は、廃止する。

附 則

この要領は平成23年4月1日から実施し、同日から検査を実施する工事から適用する。

附 則

この要領は平成24年4月1日から実施し、この要領の実施の日（以下「実施日」という。）以後に契約を締結する工事（一般競争入札により契約を締結する公共工事にあつては、実施日以後に当該一般競争競争入札の公告を行う工事）から適用する。

附 則

この要領は平成29年6月15日から実施する。

附 則

この要領は令和2年9月3日から実施し、同日から検査を実施する工事から適用する。

別表 1 共通検査要点

区分	検査の要点	備考
竣工検査 一部竣工検査 既済部分検査 中間検査 清算検査	1. 特記仕様書記載事項の確認 2. 材料品質の良否、材料の試験結果の確認 3. 地下埋設箇所及び構造物内の穏ぺい箇所等、完成後明視できない箇所の工事写真等による確認 4. 現場内外の事故防止対策の適否 5. 工事施工管理状況の適否 6. 後片付け、清掃の良否	
既済部分検査 清算検査	1. 未施工部分、未検収材料、現場未搬入材料が既済部分に含まれていないかどうかの確認 2. 共通仮設は原則として月割りで算出されているかどうかの確認 3. 諸経費の既済部分は、工事費合計の既済部分に対し、内訳明細書（工事出来高査定簿）の経費率範囲かどうかの確認 4. 設計変更が予想される部分の出来高が100%になっていないかどうかの確認（清算検査は除く）	

別表 2 工事別検査要点

工事の実施状況の検査留意事項

項目	関係書類	内容
(1) 工事請負契約書等の履行状況	工事請負契約書、設計図書、関係法令に関する書類	<ul style="list-style-type: none"> 指示、承諾、協議事項等の処理内容 各種関係法令等に基づく届出書類 関係法令に基づく検査結果
(2) 施工体制	施工体制台帳、施工体系図、施工計画書	<ul style="list-style-type: none"> 適正な施工体制の確保状況
(3) 工場製作状況	設計図書、施工計画書、製作図、完成図書、工場製作管理記録、試験成績書、工事打合簿（協議書）、製作写真	<ul style="list-style-type: none"> 設計図書の要求事項に対する機器製作の処理状況及び管理状況
(4) 工事施工状況	設計図書、施工計画書、施工図、製作図、施工管理記録、試験成績書、監督員検査結果、工事打合簿（協議書）、工事写真、その他関係書類	<ul style="list-style-type: none"> 設計図書等と施工計画書の比較 工法、品質管理資料 施工に関する疑義の処理状況 不可視部分の写真撮影状況
(5) 工程管理	実施工程表、出来高、監理報告書、工事日報	<ul style="list-style-type: none"> 工事管理状況、工事進捗状況
(6) 安全対策	工事難易度考査表、高度技術、創意工夫、社会性に関する考査表	<ul style="list-style-type: none"> 各種関係法令等に基づく届出書類 関係法令に基づく検査結果
(7) その他	工事難易度考査表、高度技術、創意工夫、社会性に関する考査表	<ul style="list-style-type: none"> 実施条件・状況の整合性

■土木工事

項目	検査内容	検査方法
(1) 一般事項	設計図書、仕様書等に表示される設計諸元及び構造物寸法	出来形管理基準及び規格値（土木工事施工管理基準）に基づき協議書、段階確認、出来形成果表及び出来形図、工事写真等によるほか、全測定箇所について実地検査において抜取りに確認
(2) 設計諸元の確認 共通事項	位置又は起終点、基準高、延長	協議書、段階確認願、測量成果品、出来形

道路	基準高、道路幅員、横断勾配、縦断勾配、道路中心線	果表及び出来形図、工事写真、実測等により確認 材料品質、施工方法及び仕様と、設計図書との適否
橋梁下部	中心間距離、支間長、斜角支承部計画高	機能及び性能水準の設計図書との適否
上水道	埋設状況、仕切弁・消火栓室等の設置状況	
下水道	管底高、縦断勾配、管渠中心線	
公園	施設配置(動線)	
ため池	堤体中心線、施設配置	
(3) 構造物出来形の確認 ・ 仮設構造物 締切矢板	基準高、根入長、編心量、延長掘削深さ	協議書、段階確認願、出来形成果表及び出来形図、工事写真、実測等により確認 材料品質、施工方法及び仕様と、設計図書との適否
地中連続壁	基準高、壁体長、変位、延長	機能及び性能水準の設計図書との適否
仮設栈橋	基準高、高さ、幅員、長さ	
・ 基礎工 基礎杭	基準高、根入長、杭径、編心量	工場検査記録、出来形成果表及び出来形図、工事写真、実測等により確認 材料品質、施工方法及び仕様と、設計図書との適否
ケーソン	基準高、長さ、幅、高さ、壁厚編心量	機能及び性能水準の設計図書との適否
・ 本体構造物 コンクリート構造物	長さ、幅、高さ、 その他設計図書明示の寸法	協議書、段階確認願、出来形成果表及び出来形図、工事写真、実測等により確認 材料品質、施工方法及び仕様と、設計図書との適否
法砕工	法長、梁幅、梁高、梁中心間隔、延長	機能及び性能水準の設計図書との適否
ブロック積工	基準高、法長、厚さ(本体、裏込)勾配、延長	
法覆護岸	基準高、法長、(厚さ)、延長	
矢板護岸	基準高、根入長、編心量、延長	
築堤工	基準高、法長、天端幅、高さ、延長	
根固工	基準高、幅、厚さ、長さ	

水制工	基準高、幅、厚さ、長さ、方向	協議書、段階確認願、出来形成果表及び出来形図、工事写真、実測等により確認 材料品質、施工方法及び仕様と、設計図書との適否 機能及び性能水準の設計図書との適否
護床工	基準高、幅、厚さ、長さ	
道路盛土工	基準高、法長、天端幅、高さ、延長	
路盤工	幅、厚さ	
舗装工	幅、厚さ、横断勾配、平坦性	
橋梁上部工	基準高、支間長、橋長、キャンパー	
シールド工	管底高、管径、編位、扁平率、延長	
トンネル工	基準高、幅員、高さ、覆工厚さ、延長	
・その他 浚渫工 植栽工	幅、長さ、深さ 本数(面積)、目通り周、高さ、枝張り	
植生工	法長、(厚さ)	
(4) その他構造物	工種に応じ、基準高、幅、厚さ、高さ、深さ、法長、長さ等	構造物ごとに、施工指針、施工要領、仕様書等を参照し、請負者と協議の上適宜定める。 材料品質、施工方法及び仕様と、設計図書との適否 機能及び性能水準の設計図書との適否

■建築工事

項目		検査内容	検査方法
杭工事		杭工事基準高、杭種、杭長、杭径、本数、支持力、偏心量、整地	施工計画書、施工記録、納品書、工事写真、目視等により確認 材料品質、施工方法及び仕様と、設計図書との適否 機能及び性能水準の設計図書との適否
本体工事	躯体	柱、梁、スラブの寸法、開口位置・寸法	施工計画書、施工記録、納品書、工事写真、目視及び実測等により確認 材料品質、施工方法及び仕様と、設計図書との適否 機能及び性能水準の設計図書との適否
	仕上	仕上材料、範囲、厚さ	
外溝工事	屋外施設	形状、仕上	施工計画書、施工記録、納品書、工事写真、目視及び実測等により確認 材料品質、施工方法及び仕様と、設計図書との適否 機能及び性能水準の設計図書との適否
	排水	基準高、管径、勾配、延長	
	舗装	基準高、幅、厚さ、横断勾配、平坦性	

■設備工事

項目	検査内容	検査方法
設備工事	形状、管径、勾配	施工計画書、施工記録、設計審査願、工場検査報告書、工事写真、目視等により確認 材料品質、施工方法及び仕様と、設計図書との適否 機能及び性能水準の設計図書との適否

■工事の完成前に代価の一部を支払う必要がある場合の検査について

1. 製造工場等にある工場製品の確認以外の検査

- 1) 監督職員があらかじめ作成した出来高査定簿に計上された工事完了の確認は、次の項目により実地に検査を行う。
- 2) 現場に搬入された材料については、契約書の規定により監督職員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したものに限る。

項目	検査内容	検査方法
(1) 工事完了の確認	○出来高査定簿に計上した工事完了の数量を確認	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約書等の履行状況を確認 ・ 設計図書、施工計画書、製作図、施工管理記録、試験成績書、工事写真、出来形成果表及び出来形図、その関係書類により、出来高計上の数量を現地確認
(2) 出来形確認	○現場に搬入された材料の数量の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該搬入材料の「納品書」、「納品数量表」により、材料の数量を現地確認 ・ 出来形成果表及び出来形図により目視及び実測で確認
(3) 品質確認	○施工品質や使用材料の品質を確認	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施工品質証明書・材料品質証明や試験成績表等により確認
(4) 破壊試験		<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要に応じ契約書第31条第3項の規定に基づき、材料・躯体について最小限度の破壊試験を行う。

2. 製造工場等にある工場製品の確認事項

- 1) 監督職員があらかじめ作成した出来高査定簿等に計上された工事完了の確認は、次の項目について検査を机上により行うことができる。

項目	検査内容	検査方法
(1) 出来高計上の数量確認	<ul style="list-style-type: none"> ○出来高数量を確認 ○工場製品の管理状況を確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設計図書、施工計画書、設計図、工場製作管理記録、試験成績書、工事写真、その他関係書類により、出来高計上の製品数量を確認 ※なお、写真により数量の確認ができにくい場合は、監督職員が実地により数量等の確認検査を行ったことがわかる写真により確認 ・ 当該工場製品の確保ができているかを「保管請書」及び「保管場所・保管状況が分かる写真」により確認
(2) 出来形確認	○設計図書に定める寸法を確認	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工場検査記録、出来形成果表及び出来形図、製品寸法の実測写真により確認
(3) 品質確認		<ul style="list-style-type: none"> ・ 工場製作管理記録、試験成績書により確認